

昨年 10 月から最低賃金が上がっています！

北海道は889円！

あなた！

最賃割れてませんか？

給料

※「最賃割れ」賃金の時間単価が最低賃金を下回っていること。

最低賃金は法律で決まっています！

最低賃金は法律で定められています。最低賃金未満の賃金で働かせると法律違反です。悪質な場合、罰金（50万円以下）もあります。でも、最低賃金を知らない経営者や意図的に最低賃金を守らない経営者もいます。労働者自身がしっかり最低賃金をチェックする必要があります。昨年10月からの給与明細をしっかりとチェックしよう！

チェックの方法がわからない場合はユニオンにご相談ください。
厚生労働省のHPの最低賃金の特設サイトにも詳しい説明があります



**まずは
給与明細を
チェック
しよう！**

札幌パートユニオン/札幌地区ユニオン

連絡先：電話 011-210-1200/011-210-4195

e-mail spk-chiku-union@mse.biglobe.ne.jp

住所 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル 4階

パワハラ・セクハラ・いじめ・労働条件切り下げ・解雇など

職場の悩みや労働組合作りのご相談 受付中！

